令和6年度高等学校等就学支援金 ガイドブック・オンライン申請用・

奈良県教育委員会

高等学校等就学支援金は、家庭の経済状況にかかわらず、すべての意志ある高校生が安心して勉学に 打ち込める社会をつくるため、国が授業料に充てる「高等学校等就学支援金」を支給し、家庭の教育費負担 を軽減する制度です。

この高等学校等就学支援金は、返済の必要はありません。また、国が皆さんに代わって授業料を負担す る制度であり、認定された方は授業料が実質無償となります。

高等学校等就学支援金の受給を希望される方は、このガイドブックの説明をよく読んで、入学後、高等学 校等就学支援金 eーShienシステム により、高等学校の定める期限までに受給資格認定申請をしてくださ い。

申請をして就学支援金の受給要件を満 たしていることが認定されなければ、 授業料の納付が必要となりますので、 申請を忘れないようにしてください!

必ず期限までに受給資格認定申請をして ください。

事情があり申請が遅れる場合は、期限までに必 ず高校へ連絡してください。



◆ 目 次 ◆

2ページ 1. 高等学校等就学支援金申請の流れ

3ページ 2. 高等学校等就学支援金の受給資格

3. 個人番号(マイナンバー)について

4. 高等学校の授業料と高等学校等就学支援金の関係

5. 高等学校等就学支援金の受給資格の消滅等

4~10ページ 6. 高等学校等就学支援金e-Shienシステム 入力方法 11・12ページ ・・・

7. 高等学校等就学支援金·高等学校授業料 Q&A

この資料に関する問合せ先 ◇入学される各高等学校 事務室



高等学校等就学支援金制度に関する問合せ先

文部科学省初等中等教育局修学支援:教材課 高校修学支援室 (平日10:00~17:00) 電話 03-5253-4111(代表番号)



○ 高校生等への修学支援

1. 高等学校等就学支援金申請の流れ

3月

学 校

- 合格者説明会にて高等学校等就学支援金について説明
- 申請関係書類の配布



生 徒

- 高等学校等就学支援金受給資格の要件を確認する。
- 「高等学校等就学支援金 意向確認書」に記入する。



4月

牛 徒

「高等学校等就学支援金 意向確認書」を学校へ提出



受給を希望する場合

受給を希望しない場合



学校より

申請用のIDとパスワードが配布される。



生 徒

e-Shienシステムへ入力



受給資格認定申請の審査







受給資格あり

認定



受給資格なし

不認定



授業料の納付



学 校

- 高等学校等就学支援金受給資格認定通知書等の配布
- 認定された方については、国が生徒に代わって授業料を負担します ので、授業料は徴収されません。

県教育委員会

※4月に認定された受給資格は、前年度の課税情報に基づいて審査されたも のです。そのため、当該年度の課税情報が明らかになる毎年7月にあらた めて所得要件の審査を行うことが必要とされています。7月に再度審査を 行うため申請をお願いします。

2. 高等学校等就学支援金の受給資格

以下のすべての要件に該当することが必要です。

- (1) 平成26年4月1日以降に国公立高等学校等に入学していること
- (2) 生徒本人が国内に住所を有していること
- (3) 高等学校等を卒業又は修了していないこと
- (4) 高等学校等の在学期間が通算で36月(定時制・通信制は48月)を超えていないこと
- (5) 保護者(親権者)の「市町村民税の課税標準額×6% 市町村民税の調整控除の額」が 304,200円※未満の世帯であること

※【年収目安】

モデル世帯(保護者のうち一方が会社員として働き、高校生1人と中学生1人がいる)の場合、年収が約910万円未満が対象となります(あくまでも目安であり、世帯の扶養者数や控除状況によって変化します)。

3. 個人番号(マイナンバー)について

(1)高等学校等就学支援金受給資格の認定審査は、「個人番号(マイナンバー)」により取得した保護者の課税情報を基に行いますので、個人番号(マイナンバー)がわかる資料を準備しておいてください。

※マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、個人番号が記載された住民票等

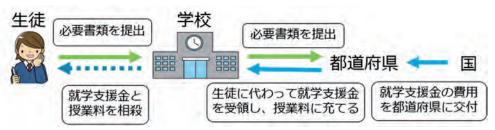
- (2)個人番号(マイナンバー)による情報照会に対して制限がかけられているなどの理由により、個人番号(マイナンバー)によって課税情報を取得できない場合は、「課税証明書」の提出をお願いすることがあります。
- (3)保護者が税の申告をなされていない場合、税の申告をしていただいた上で「課税証明書」の提出をお願いすることがあります。

4. 高等学校の授業料と高等学校等就学支援金の関係

県立高等学校授業料

全日制	月 額9,900円(年額118,800円)
定時制(単位制以外)	月 額2,700円(年額 32,400円)
定時制(単位制)	1単位1, 740円
通信制(単位制)	1単位 336円

※市村立高等学校の授業料は 各高等学校事務室へお問い 合わせください。



※就学支援金(授業料相当額)は、学校設置者である県が生徒に代わって受け取り授業料 に充てますので、生徒や保護者が直接お金を受け取るものではありません。

5. 高等学校等就学支援金の受給資格の消滅等

- (1)高等学校等就学支援金の受給は、受給資格認定申請のあった月(月の初日に在学している場合に限る。) から始まり、受給事由の消滅(卒業、退学、転学、所得制限等)した月に終了します。
- (2) 受給資格認定は、一度認定を受ければ当該学校に在学中は継続して有効です。ただし、毎年7月に新しい 年度の課税情報による審査が必要になり、受給要件を満たしていなければ、それ以降受給できなくなります。
- (3)日本国内に住所を有していれば、外国籍であっても高等学校等就学支援金支給の対象となります。

6. 高等学校等就学支援金e-Shienシステム 入力方法 (1)

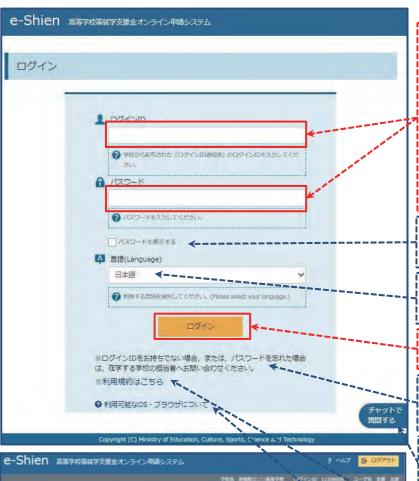
準備するもの

- 〇収入状況の届出が必要な方の<mark>個人番号(マイナンバー)がわかるもの</mark> (例)個人番号(マイナンバー)カード、個人番号(マイナンバー)通知カード 個人番号(マイナンバー)が記載された住民票 など
- 〇パソコン または スマートフォン 〇ログインID通知書
 - 意向確認書提出後、申請する意向がある世帯に学校から配布されます。



https://www.e-shien.mext.go.jp/

e-Shienシステムヘログインします。 URLを入力しても、QRコードを読み取っても、どちらでもアクセスできます。



ログインID通知書を見ながらログインID とパスワードを入力します。



「パスワードを表示」により入力したパスワードが確認できます。

表示言語は、「日本語」または 「English」が選択できます。

「ログイン」ボタンをクリックします。

ログインIDやパスワードがわからなくなった場合は、学校に確認してください。

チャットボットにてe-Shienの操作に関する質問ができます。

e-Shienの「利用規約」を確認できます。

e-Shienで利用可能なOS・ブラウザを確認できます。

「認定申請」ボタンをクリックします。

6. 高等学校等就学支援金e-Shienシステム 入力方法(2)



記入上の注意をよく読んでから申請してください。

学校で登録された生徒情報が表示されるので、正しいことを確認します。誤りがあった場合は、この画面で修正してくださ

入力されていない項目があれば、入力し てください。

メールアドレスの入力は不要です。

「学校情報入力」ボタンをクリックします。



学校で登録された学校情報が表示され るので、正しいことを確認します。

過去に他の学校に在籍していた場合は 「開く」ボタンをクリックします。

「在学期間追加」ボタンをクリックします。

学校の名称、在学していた期間等を入 力します。

※過去に就学支援金を受給したことがあるときは、「受給資格消滅通知」を学校 に提出します。

「保護者等情報入力」ボタンをクリックし

ます。

現在の学校で休学期間がある場合、「あり」にチェックします。 休学期間を入力します。

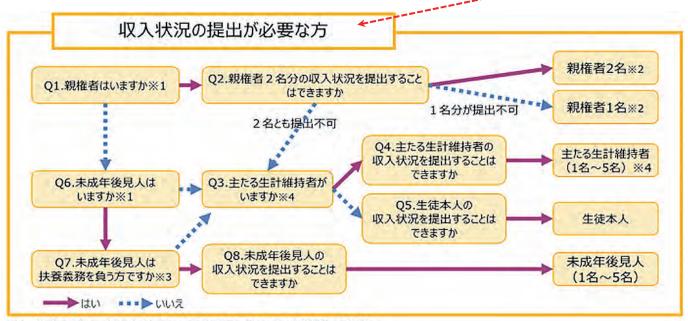
6. 高等学校等就学支援金e-Shienシステム 入力方法(3)



収入状況の提出が必要な保護者等を 確認するための質問に回答します。

各質問で選択した回答に合わせて質問が表示されます。(表示される質問は回答の選択により異なります。)

収入状況を確認するために、個人番号(マイナンバー)を提出する必要があります。



- ※1 生徒が成人(18歳以上)である場合、「いいえ」を選択してください。
- ※2 次の場合、該当する親権者の個人番号カード(写)等の提出は必要ありません。
 - ・ドメスティック・バイオレンス等のやむを得ない理由により提出が困難な場合
 - ・日本国内に住所を有したことがない等個人番号の指定を受けていない場合 等詳細は、学校に御相談ください。
- ※3 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。
- ※4 生徒が成人(18歳以上)であり、入学時に未成年であった場合は、未成年時の親権者が「主たる生計維持者」に該当します。





6. 高等学校等就学支援金e-Shienシステム 入力方法(4)



「個人番号を入力する」を選択してください。

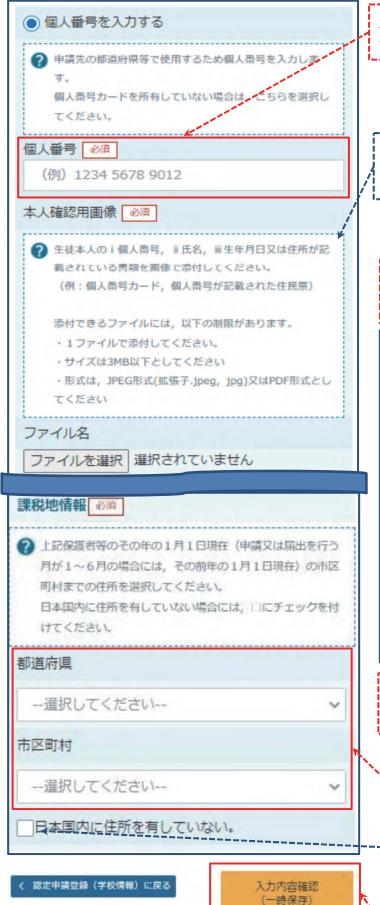
就学支援金受給資格を認定され、次回以降も継続して受給を希望される場合、個人番号をe-Shienシステムに入力されていましたら、今後、e-Shienシステムを操作していただくことはほとんどありません。

※事情により、個人番号を入力することができない場合は、対応の方法を学校の事務室へお問い合わせください。





6. 高等学校等就学支援金e-Shienシステム 入力方法(5)



個人番号カード等を確認して、保護者等の個人 番号を入力します。

生徒本人の個人番号を入力した場合のみ表示されます。本人確認を行うため、個人番号カード等の画像をアップロードしてください。

〔生活保護(生活扶助)を受給している場合〕

生活扶助を受けている場合、「受給あり」を選択します。



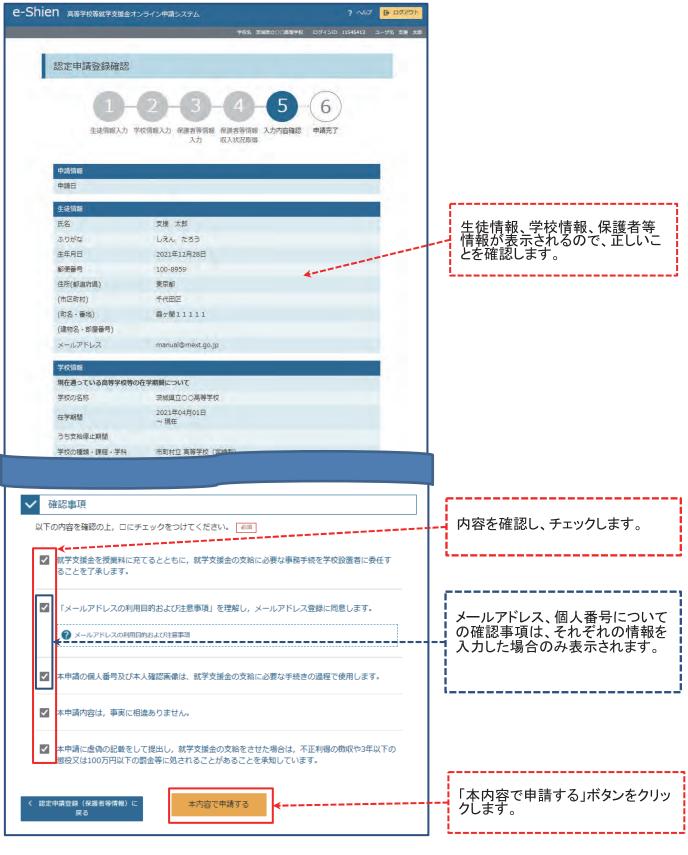
<mark>令和5年1月1日現在</mark>に生活保護を受けている自治体を選択してください。

課税地は<mark>令和5年1月1日</mark>現在の住民票の届 出住所です。

保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合にチェックします。この場合、 課税地の選択は不要です。

「入力内容確認(一時保存)」をクリックします。

6. 高等学校等就学支援金e-Shienシステム 入力方法(6)





6. 高等学校等就学支援金e-Shienシステム 入力方法(7)



申請の登録結果が表示されます。

以上で受給資格認定申請は完了です。審査が完了するのをお待ちくだ さい。

[申請途中で一時保存・中断を行った後に申請を再開する場合]



申請中断後にポータル画面から 「認定申請」ボタンをクリックすると、 左の画面が表示されます。

保存済みの情報を使って申請を 再開するか否かを選択します。

- ・保存済みの情報を使用して申請を再開する場合、上部の「はい、…」を選択します。
- ・新しく情報を入力する場合、下 部の「いいえ、・・・」を選択します。

「受給資格認定申請を行う」ボタ ンをクリックします。



7. 高等学校等就学支援金·高等学校授業料 Q&A

就学 支援金



申請の前に

Q1. 税が未申告の場合はどうなりますか?

A1. 税が未申告の場合は、地方税情報の確認ができず、就学支援金の受給資格の認定ができません。必ず事前に申告手続きを行ってください。

オンライン申請について

- Q2. 就学支援金オンライン申請のできる機器が家にありません。
- A2. 必要事項を受給資格認定申請書に記入し、マイナンバーカードの写し等の書類を添えて 入学される学校の事務室へご提出いただくことで申請することが可能です。 詳しくは、入学される学校の事務室へお問い合わせください。
- Q3. 親権者がいない場合、主として生計を維持している者はどのように判断したらよいですか?
- A3. 主として生計を維持している者は、健康保険法等で扶養者と被扶養者の関係を定めるに あたって用いられている考え方と同等です。したがって、例えば健康保険証等により確認 することができます。
- Q4. 18歳以上で高等学校へ入学しました。この場合、保護者等は誰になりますか?
- A4. 成人には親権者がいないので、この制度においては、生徒に「親権者がいない場合」になります。このときの所得の判断は、生徒が「主として他の者の収入により生計を維持している」ならその者の所得、そうでないなら生徒本人の所得により判断することになります。 「主として生計を維持している者」の判断については、Q3. を参照してください。
- Q5. なぜ、意向確認書などを封筒に入れて提出するのですか?
- A5. 意向確認書や学校から配布するログインID通知書等は、重要な個人情報であり、 プライバシーに配慮するために、内容物がわからないように封筒に入れてやりとりをします。
 - Q6. 就学支援金のオンライン申請が、期限に遅れそうです。 就学支援金のオンライン申請を、期限までに行うのを忘れていました。 これから申請するので、4月にさかのぼって、就学支援金を受給できますか?
 - A6. 申請が遅れた理由が、やむを得ない事情(不登校・入院等)でない場合は、さかのぼっての認定はできません。申請後、認定された場合は、申請された日を含む月からの受給となります。

期限まで申請できないことを、必ず学校へ連絡し、いつ申請できるかを伝えてください。 申請が遅れた場合は、就学支援金の受給開始が遅れ、授業料を納付していただくことに なります。

申請後の状況変化について

- Q7. 高校在学中に保護者が変更(離婚や再婚など)になった場合はどうしたらよいですか?
- A7. 保護者に変更があった場合は届出が必要ですので、速やかに学校へ申し出てください。 変更の内容によっては、現在受給資格のない方が新たに就学支援金の対象となる場合 や、就学支援金を受給中の方の受給資格が消滅する場合があります。受給資格消滅の 場合は、変更の事由のあった翌月からの授業料の納付が必要になります。
- Q8. 所得制限により就学支援金を受給せず、授業料を納付していますが、収入の修正申告により受給要件を満たすことになりました。就学支援金の対象になりますか?
- A8. 就学支援金の受給資格認定のための申請が必要です。至急(税の更正通知書や税の変更がわかる通知等を受け取った日の翌日から15日以内)、学校へ申し出てください。 (申請が遅れると受付できません。)

高等学校等就学支援金制度について

- Q9. 就学支援金の受給資格認定申請をしない場合はどうなりますか?
- A9. 経済状況にかかわらず、授業料を納付していただきます。
- Q10. 就学支援金の受給が決定した場合、就学支援金を現金で受け取ることができますか?
- A10. 就学支援金は、学校が生徒に代わって受領し、みなさんの高等学校授業料に充当することになっているので、生徒本人や保護者が直接現金で受け取るものではありません。
- Q11. 就学支援金は、将来の返済が必要ですか?
- A11. 返済は不要です。
- Q12. 他の修学支援との併用はできるのですか?
- A12.「高校生等奨学給付金」、「高等学校等奨学金」等の他の支援との併用ができます。 ただし、それぞれ別の制度であるため別途申請が必要です。



授業料

- Q13. 就学支援金を受給せず、授業料を納付していますが、保護者が失職しました。 何か支援はありますか?
- A13. 就学支援金を所得制限により受給していない人で、保護者の失職・倒産などにより家計が 急変し、収入が激減した世帯に対し、就学支援金の家計急変支援対応を行う場合があり ます。(詳細については、在学する高等学校へお問い合わせください。)